

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション
介護予防・日常生活支援総合事業(第1号訪問事業)運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会が開設する社会福祉法人彦根市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービスおよび訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）（以下「訪問型サービス等」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）または市が実施する研修を修了した者およびこれに準ずる者（以下「認定ヘルパー等」という。）が、要支援状態等にある利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施機関を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者、医療機関および関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努める。

4 前項のほか、彦根市が定める基準およびその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション
所在地 彦根市平田町670番地（彦根市福祉センター別館内）

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者は1名とし、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者（訪問事業責任者）は1名以上とし、事業所に対するサービス利用の申込みに係る調整、訪問介護員、認定ヘルパー等に対する技術指導、必要に応じて訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等は常勤換算で2.5名以上とし、訪問型サービス等の提供を行う。
 - (4) 認定ヘルパー等は適当数とし、訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）の提供にあたる。
 - (5) 事務職員は1名とし、必要な事務を行う。
- (営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日と12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) サービス提供日は、12月31日から1月3日までを除く毎日とする。
 - (3) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - (4) サービス提供時間は、午前7時00分から午後9時00分までとする。
 - (5) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (訪問型サービス等の内容および利用料等)

第6条 訪問型サービス等の内容は次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は彦根市が定める第1号訪問事業に要する費用の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払を受けるものとする。

- (1) 身体介護（訪問型サービスAを除く）
- (2) 生活援助

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、彦根市とする。ただし、厚生労働大臣が定める中山間地域を除く。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員および認定ヘルパー等は、サービスを実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業所は、訪問型サービス等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する訪問型サービス等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員または地域包括支援センターおよび市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況および事故に対する処置状況を記録しなければならない

ない。

- 3 事業者は、利用者に対する訪問型サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所およびその従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約において定めるものとする。

- 3 事業所は、利用者およびその家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(従業者の研修)

第12条 事業者は、全ての訪問介護員等に対し職員の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1箇月以内

(2) 継続研修 年3回

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保する。

(災害発生時の対応)

第14条 事業所は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(その他)

第15条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。